

社会福祉事業のために直接専用している軽自動車等の 軽自動車税（種別割）の減免について

一宮市では、社会福祉法人又は社会福祉法による社会福祉事業を行う特定非営利活動法人が所有し、その社会福祉事業のために直接専用している軽自動車等について軽自動車税（種別割）を減免（全額免除）する制度を設けています。

詳しい内容は、以下のとおりです。

減免の対象となる軽自動車等

社会福祉法に規定する社会福祉法人、又は特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人であって社会福祉法に規定する第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業を営む法人が所有し、その社会福祉事業を行うために直接専用している原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「公益用途軽自動車等」といいます。）

ただし、使用の本拠地又は主たる定置場が一宮市内である場合に限りです。

減免の申請方法

◆受付期間

減免を受けようとする課税年度の5月31日（納期限）まで

ただし、継続して減免を受ける場合やすでに構造上で減免を受けている場合は、あらためて申請していただく必要はありません。

◆申請書類

（1）申請者が社会福祉法人の場合

- ①軽自動車税（種別割）減免申請書（公益用）
- ②法人設立認可書の写し
- ③定款（原本証明したもの）
- ④最新の事業報告書

（2）申請者が特定非営利活動法人の場合

- ①軽自動車税（種別割）減免申請書（公益用）
- ②法人設立認証の写し
- ③第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業を行うことを都道府県知事が認めたことがわかる書類の写し
- ④定款（原本証明したもの）
- ⑤最新の事業報告書

【裏面につづく】

◆申請場所

一宮市役所 本庁舎3階 市民税課

減免の決定

申請書類の審査の後、申請者あてに「軽自動車税（種別割）減免（認定・不認定）決定通知書」を送付します。

減免を受けることとなった軽自動車等に変更があった場合

減免を受けることとなった公益用途軽自動車等について、次のような変更が生じた場合には必ず申請してください。

(1) 減免を受けている公益用途軽自動車等が社会福祉事業のために直接専用されなくなったとき。

→→→ 「軽自動車税（種別割）減免取消申請書」を提出してください。

(2) 減免を受けている公益用途軽自動車等の車両番号標又は標識(ナンバープレート)に変更があったとき。

→→→ 新しい車両番号又は標識番号で軽自動車税（種別割）減免申請書を提出してください。

継続検査用納税証明書

減免となった軽自動車等については納税通知書が発行されませんので、車検に際しては、継続検査用納税証明書の交付申請が必要です。

この場合の証明書は、減免車両であるため軽自動車税（種別割）に滞納がないことを証明する内容となります。（ただし、減免となる以前の年度分に滞納がある場合、その年度分の軽自動車税（種別割）を納付した後でなければ証明書は発行できません。）

証明書の交付については、本庁舎市民税課又は市民課、尾西庁舎窓口課、木曾川庁舎総務窓口課もしくは各出張所で申請してください。なお、交付申請者（来庁される方）の本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証等）の提示が必要となりますので、必ずご持参ください。

問い合わせ先

一宮市 財務部 市民税課 税制・諸税グループ
〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号
TEL 0586-28-8962（直通）